

活動成果報告書

平成27年度（第19回）「チヨダ地域保健推進賞」

活動テーマ

管内市町村と協働した受動喫煙防止対策
～飲食店等の受動喫煙防止対策への取り組み～

応募グループ名称及び氏名（グループの場合は代表者名）

鹿児島県伊集院保健所健康企画課
代表者：堀之内 広子

勤務先：伊集院保健所

所 属：健康企画課

所在地：〒899-2501

鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960-1

TEL：099-273-2332

FAX：099-272-5674



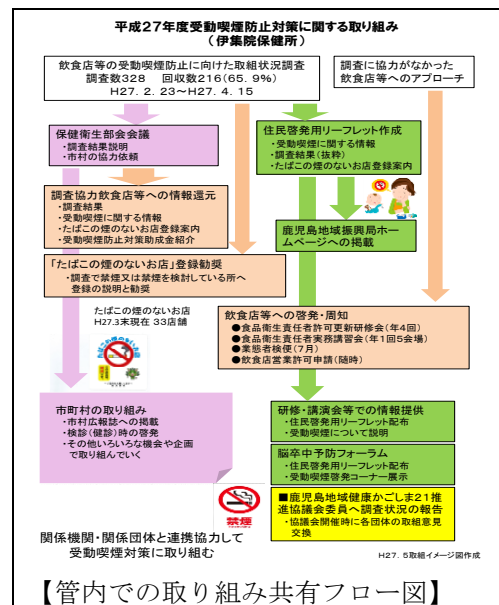
◇活動方針

健康増進法第25条で、多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされ、管内の公共機関や学校、医療機関などでも受動喫煙対策が取られ禁煙が表示されるようになってきている。しかし、管内の飲食店の状況把握ができておらず、取り組みも進んでいないことから、飲食店等の受動喫煙防止対策の状況把握や飲食店等への取り組みを中心に管内市町村と協働して受動喫煙防止対策に取り組むこととした。

◇活動内容

1. 市町村と連携した取り組み

- (1) 飲食店の受動喫煙防止対策に取り組むための検討会を開催
- (2) アンケート調査を市町村と保健所で役割分担して実施
市町村：アンケートの送付と回収，内容の確認と調査内容の入力
保健所：データの集計分析，アンケート結果のまとめ
- (3) アンケート調査結果を基に，各市町村の受動喫煙防止対策の現状把握と課題の検討，健康づくり計画等へ反映させるため受動喫煙防止対策の「担当者連絡会」を開催
- (4) 健康づくり関係団体等へ受動喫煙防止に関する講話や情報提供を市町村と連携して実施



活動成果報告書

(5) 市町村と保健所の職員が一緒に飲食店へ出向いて「たばこの煙のないお店」の登録勸奨

2. 管内飲食店へのアプローチ

(1) 管内飲食店へアンケート調査「飲食店等の受動喫煙防止に向けた取組状況調査」を実施

調査目的：受動喫煙防止対策等の取り組みの実態や意識を把握し、実効性の高い対策に取り組む

調査期間：平成27年2月23日～4月15日

調査対象：伊集院保健所管内（日置市・いちき串木野市・三島村・十島村）で飲食店営業許可を受けている中で客席を設けて飲食をさせる飲食店（廃業・休業等の状況が確認できた飲食店は除く）328店舗

回収率：65.9%（216店舗）

アンケート結果（一部抜粋）

- ① 健康増進法上で飲食店の営業者にも受動喫煙防止についての努力義務があることを知っていた130店舗（60.2%）、今回の調査で初めて知った79店舗（36.8%）であり、飲食店の営業者に受動喫煙防止の努力義務があることを周知していくことが必要である。
- ② お店の禁煙・分煙対策の状況については、禁煙や分煙の対策を行っていないが78店舗（36.1%）、店内を禁煙にしている97店舗（44.9%）、店内は分煙にしている36店舗（16.7%）であった。また、禁煙や分煙の対策を行っているお店で、禁煙や分煙していることをステッカー等で表示している店は69店舗（51.9%）だった。
- ③ 県が登録を推進している「たばこの煙のないお店」登録制度について、知っているが25.9%にとどまった。「たばこの煙のないお店」の登録を推進するとともに、「たばこの煙のないお店」の情報を住民に周知する、また禁煙の取り組みを利用者にわかりやすく表示してもらうよう工夫や検討も必要である。

(2) アンケート調査に回答のあった飲食店等へアンケート調査結果を還元

管内市町村を通じて結果を送付（受動喫煙対策に関するパンフレット、「たばこの煙のないお店」の登録手続き情報も同封）

(3) 調査で受動喫煙防止対策に前向きな飲食店に対して「たばこの煙のないお店」の登録勸奨

(4) 食品衛生協会や商工会議所と連携して講習会や研修会等の機会にアンケート結果の情報提供や「たばこの煙のないお店」登録店の好事例等の紹介を行い受動喫煙防止に関する周知、啓発を実施

(5) 飲食店営業許可申請時に受動喫煙防止対策の協力依頼や「たばこの煙のないお店」の登録勸奨を実施

3. 地域住民等への情報提供・普及啓発

(1) 地域住民啓発用リーフレットを作成

(2) 住民向け講演会、研修会等の場を活用して、受動喫煙防止に関する情報提供や健康教育を実施

(3) 保健所で開催する「地域健康かごしま21推進協議会」での活動報告や意見交換の実施

(4) 市町村広報誌での周知

◇成果

1. 管内飲食店等へのアンケート調査を実施したことで、管内の飲食店等の状況把握が市町村毎に出来た。

また、アンケート調査を通して市町村と情報共有ができた。

2. 「たばこの煙のないお店」の登録勸奨を積極的に実施した結果、登録店舗数が県保健所（13カ所）の全

活動成果報告書

登録数 207 店舗のうち 63 店舗となり 30.4%(H28.1.8 現在)を当保健所が占めている。

3. 飲食店向け及び地域住民向けに各種普及啓発用リーフレット（地域情報版）を作成し、管内全市町村と一緒に活用できている。
4. 市町村が同時期に広報誌に受動喫煙防止についての情報を掲載でき住民への啓発になった。
5. 受動喫煙防止対策の「担当者連絡会」を実施することで、担当者のネットワークが構築できて情報共有が行いやすくなった。また、担当職員の意見が反映される取り組みとなっている。
6. 市町村健康づくり計画の住民調査に受動喫煙に関する同じ設問を入れて調査を実施できた。

【住民向け啓発用リーフレット（表・裏）】

健康増進法第25条とは
健康増進法第25条
健康増進法第25条

受動喫煙とは
健康増進法第25条

「たばこの煙のないお店」について
健康増進法第25条

飲食店等の受動喫煙防止対策の実施調査結果(概要版)

1. 受動喫煙が原因に悩まれていることはいくらですか？

2. 対策実施状況から飲食店の受動喫煙防止への努力を検証できますか？

3. お店の種類・分煙対策の状況を教えてください

4. 分煙や分煙の対策をしていない理由は何ですか？

5. お店を立派な禁煙にした理由や苦労はありましたか？

6. 分煙や分煙の対策を許しているお店で、分煙や分煙の取組をすすめていく理由を教えてください

7. 健康増進法がわからないという「たばこの煙のないお店」受動喫煙も教えてください

【管内市町村の受動喫煙について掲載された広報誌】

*三島村は3月発行予定



◇今後の計画

- ・「たばこの煙のないお店」の登録を増やすために、関係団体等との連携を強化し、飲食店等へタイムリーに情報を提供できるよう取り組む。
- ・受動喫煙防止対策に取り組んでいる飲食店等の好事例取材し対策の工夫や状況を紹介していく。
- ・新たに受動喫煙防止のリーフレットや健康教育用の資料を作成して、市町村と共有しながら連携した取り組みを行う。
- ・地域住民への啓発につながる講演会や健康教育を実施する。

※参考：「たばこの煙のないお店」とは

鹿児島県では、受動喫煙防止を推進するために平成 26 年 3 月から全面禁煙に取り組む飲食店を「たばこの煙のないお店」として登録し、「登録証」や「ステッカー」を掲示してもらう制度を開始している。

また、ホームページなどを通じて登録店舗の状況を県民へ情報提供している。